

陳 情 文 書 表

4 陳情第 42号

ハト・カラスへのエサやり(給餌)による被害防止条例の  
 制定を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4年 6月 13日  
 (西暦2022)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市 東町 [REDACTED]
	氏 名	福 嶋 隆 印 ほか 1 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)        (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]








発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	小 柴 茂
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

薄根  
 主任



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 6 月 13 日 16:15			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	<del>議 長</del>
						

令和4年6月13日

陳情代表者 住所；小金井市東町 [REDACTED]

陳情代表者 氏名；福嶋 隆  
[REDACTED]  
[REDACTED]

## ハト・カラスへのエサやり（給餌）による被害防止条例の制定を求める陳情書

市民の健康、生活環境の向上のため、「ハト・カラスへのエサやりによる被害を防ぐ罰則を伴う条例」の制定をお願いします。

現在、東小金井駅、新小金井駅、栗山公園の周辺、そしてその近くの商店街、住宅地を200羽ほどのハトや数10羽のカラスが飛び回っています。これらのハトやカラスがいる道路や公園などの施設、店、家の周りのいたるところに白いフンが落ちており、住環境の衛生と美観を悪化させています。このフンは、「小児や高齢者など免疫力の弱い人たちの肺や脳に病変を起こす病気であるクリプトコッカス症」という危険な感染症の原因になると言われています。また巣の近くを歩いていた人がカラスに襲われて頭から血を出す怪我をした話を聞いています。駅に通じる道路は、飲食店を含む多くの店があり、通勤、通学コース、保育園や幼稚園の園児の散歩コースで、多くの住民が利用しています。また栗山公園は多くの子ども達をはじめ住民が毎日利用しています。これらハトやカラスによる害がなくなる理由は、毎日のようにハトやカラスへエサを大量に与える人がいるためハトやカラスは周辺地域からも集まり、栄養過多で自然繁殖ではない形で個体数が増えていると思われます。一日に撒かれたトウモロコシの種とパンを回収して計量したところ、種が約2Kg(4万粒)、パンが約1Kg(約2斤分)もありました。撒かれたものをすべて回収することはできませんので、この量以上のトウモロコシの種とパンが毎日撒かれており、月に計90Kgにもなります。

エサやりは、東小金井駅北口にある区画整理地区や空地、新小金井駅の踏切近く資材置場と線路内、ピーコック横の道路沿いの生垣、栗山公園など多くの場所にわたっています。それぞれにエサやり禁止のポスターがあり、小金井市と小金井警察の不法投棄に対する警告の看板もあります。またエサやりをする人に対し警察官や市職員が口頭で注意していますが、やめることはなく、相変わらず何年にもわたり毎日行われています。

東京都は「野生動物への餌付け防止のお願い」(資料1)をHPで行っています。

「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条及び同施行規則第12条により、ハトやカラスに餌やり(給餌)をすることで、周辺の環境を著しく悪くしている人がいれば、その人に対して、都知事はその餌やりをやめるよう、「指導・助言し、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告し、勧告に従わなければ、期限を定めて措置をとるよう命令」をすることができます。命令に違反した場合の罰則は50万円以下の罰金刑です(動物の愛護及び管理に関する法律第46条の2)。しかし、餌やりをやめるよう命令できるのは、都知事や県知事であり、迷惑を被っていることを明確に判断することのできる市の長が命令することはできません。

大田区では、野生のハト・カラスへの給餌(エサやり)は、生態系や、フンや羽毛等による生活環境への悪影響を及ぼす恐れがあるということで、「ハト・カラスへの給餌による被害防止条例」(資料2)を令和4年4月1日に施行しました。公共の場所(道路・公園等)でハトとカラスへ給餌(エサやり)をすることを禁止し違反した場合は指導を行い、指導に従わない場合は5万円以下の過料に処することができるとしています。

富山市では、カラスへの餌やりにより発生する周辺の住民環境の被害を防止し、良好な生活環境を守ることを目的として「カラス被害防止条例」(資料3)を制定しました。違反をして、カラスへの餌やりをした場合には、勧告(第8条)、命令(第9条)、公表(第10条)をなされる可能性があり、命令に従わなかった場合には、「5万円以下の罰金」に処せられます(第12条)。

罰金を伴うハト・カラスへのエサやり(給餌)による被害を防止する条例を制定して、小金井市民の健康と生活環境を守るようにして欲しいと切に思います。  
宜しくお願い致します。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 43 号

沖縄「復帰」50年、全国の地方議会に対し公正かつ民主的仕舞続きに則り、沖縄の基地負担の軽減を呼びかける決議を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 6 月 20 日  
(西暦 2022)





陳情代表者	住 所	沖縄県那覇市銘苅 [REDACTED]
	氏 名	「新しい提案」実行委員会 代表 安里 長従 <span style="float: right;">ほか / 人</span> <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	米須 清真
	連絡先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

簿紙  
主任  


第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 6 月 20 日		8:50	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 殿

2022年6月20日

団体名 「新しい提案」実行委員会  
代表 安里 長 従  
住所 沖縄県那覇市銘苅  
連絡先

沖縄「復帰」50年、全国の地方議会に対し公正かつ民主的な手続きに則り、沖縄の基地負担の軽減を呼びかける決議を求める陳情書

(陳情の要旨)

1. 「辺野古が唯一」という言説の基礎をなす差別を解消するため、沖縄での県民投票に示された辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 沖縄の過重な基地負担を積極的に軽減していくために、「沖縄基地縮小促進法(仮称)」など沖縄の米軍基地の負担軽減の最終責任を国が負うという法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、普天間基地の県外・国外移転により解決すること。
3. 仮に普天間基地の機能が国内に必要な結論となるのであれば、本土でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、憲法第41条、92条、95条の規定に基づき、公正かつ民主的な手続きにより解決すること。

とする決議を小金井市議会において採択し、その旨の決議書を、全国の都道府県議会及び全国の市区町村議会に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄「復帰」50年

2022年5月15日で、戦後27年間の米軍統治から沖縄が日本に「復帰」して50年となった。沖縄の人びとは同じ日本の国民であり、国民であるからには主権を持っているはずであるにもかかわらず、日本に主権が返還され半世紀を経てもなお、基地の集中は変わらず固定化されており、本土との間で大きな不平等を生んでいる。このままでよいのだろうか。

小金井市議会では2018(平成30)年12月6日付で地方自治法99条に基づく「普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、

民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」を賛成多数で可決採択し、衆参議長及び担当大臣宛て提出している。

しかし、この問題の根底にあるのは、政府が述べる「本土の理解が得られない」というものである。本土の人びとに支えられている政府による普天間基地の辺野古移設という決定は、憲法14条1項が禁止する差別＝「合理的根拠に欠ける区別」に基づくものであり、政府の「辺野古が唯一」という言説の基礎をなす差別構造を解消する必要がある。

そのためには、沖縄への歴史的・構造的につくられた差別を積極的に是正していかなければ、この問題の解決は困難である。具体的には、「沖縄基地縮小促進法（仮称）」など沖縄の米軍基地の負担軽減の最終責任を国が負うという法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、普天間基地の県外・国外移転により解決することが必要である。

## 2. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」

辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。

2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行されている。

安倍晋三首相（当時）が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

## 3. 憲法41条、憲法92条、憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法95条は、「一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三首相（当時）は 2015 年 4 月 8 日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と答弁し、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

#### 4. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は SACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO 設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省 HP「SACO 設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996 年 12 月の SACO 最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、SACO 設置時の基本理念に違反している。

#### 5. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が 25 年以上もかけ「なぜ 1 ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

#### 6. 法の下での平等（平等権）の侵害

沖縄の人たちは憲法 14 条が保障する平等権が侵害され続けている。このことは、1945 年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952 年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972 年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯からも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010 年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996 年 4 月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後 5 年ないし 7 年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記 SACO 設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ

沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等（平等権）の侵害にほかならない。

#### 7. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

憲法前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」と規定されている。

日本国民及び全国の地方自治体は、「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、歴史的・構造的につくられた沖縄の過重な基地負担を積極的に是正する責任がある。すなわち、国会で、国が最終的に責任を負う「沖縄基地縮小法（仮称）」などの法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、代替施設が国内に必要か否かも含め、普天間基地の県外・国外移転により解決すべきであり、そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、上述の「陳情の要旨」のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、小金井市議会において、別紙市議会決議（案）を可決採択し、沖縄県以外の全国の都道府県議会及び市区町村議会に対し、この問題を民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求め呼びかけてほしい。

沖縄「復帰」50年、全国の地方議会に対し公正かつ民主的な手続きに則り、  
沖縄の基地負担の軽減を呼びかける決議を求めめる陳情書

2022年5月15日で、戦後27年間の米軍統治から沖縄が日本に「復帰」して50年となった。沖縄の人びとは同じ日本の国民であり、国民であるからには主権を持っているはずであるにもかかわらず、日本に主権が返還され半世紀を経てもなお、基地の集中は変わらず固定化されており、本土との間で大きな不平等を生んでいる。このままでよいのだろうか。

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、沖縄では「自由の平等」が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示したにもかかわらず、工事は強行されている。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、法の下の平等（平等権）の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、歴史的・構造的につくられた沖縄の過重な基地負担を積極的に是正する責任がある。すなわち、国会で、国が最終的に責任を負う「沖縄基地縮小法（仮称）」などの法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、代替施設が国内に必要か否かも含め、普天間基地の県外・国外移転により解決すべきであり、そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、小金井市議会は全国の地方自治体議会に対し次のとおり呼びかける。

記

1. 「辺野古が唯一」という言説の基礎をなす差別を解消するため、沖縄での県民投票に示された辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 沖縄の過重な基地負担を積極的に軽減するために、「沖縄基地縮小促進法（仮称）」など沖縄の米軍基地の負担軽減の最終責任を国が負うという法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、普天間基地の県外・国外移転により解決すること。
3. 仮に普天間基地の機能が国内に必要だという結論となるのであれば、本土でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、憲法第41条、92条、95条の規定に基づき、公正かつ民主的な手続きにより解決すること。



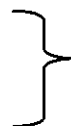
〇〇〇〇年〇月〇日

小金井市議会

(提出先)

全国都道府県議会議長

全国市区町村議会議長



宛て



陳 情 書

21

2022年6月13日

小金井市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党 代表 角田 統領

小金井市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情

第1 陳情の趣旨

- 1 小金井市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める。

第2 陳情の原因

- 1 小金井市には、首長及び議員に関する「サービスの宣誓」の規定がない。
- 2 小金井市の「職員のサービスの宣誓に関する条例」の第2条に別記様式として「サービスの宣誓」の規定がある。

【 宣 誓 書

私はここに**主権が国民に存する**ことを認める**日本国憲法**を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を対するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。】

- 3 国家公務員法による「サービスの宣誓」の「別記様式」には「**日本国憲法を遵守し**」と規定されている。

第3条 陳情の理由

- 1 「別記様式」に規定される「**主権が国民に存する**ことを認める**日本国憲法**」の権利に係る条項を文理解釈するか論理解釈するかを明らかにするためにも、小金井市の首長及び議員に関する「サービスの宣誓」の規定の制定が必用である。
- 2 アメリカ合衆国憲法第2条第1節第8項(大統領の宣誓義務)においては「大統領はその職務の遂行を開始する前に、次のような宣誓をしなければならない」旨の規定がある。

【私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽して合衆国憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に誓う。】

大統領は聖書に手を置いて神に誓うように見えるが、「お客様は神様です」とも言われるとおり、首長及び議員においてのお客様は**主権者**である。

- 3 小金井市の首長及び議員は、**主権者**の選挙により選出されたのであるから、当選証書の受領に際して**主権者**に対して、**日本国憲法**の権利に係る条項を論理解釈することを明らかにした「小金井市特別職員のサービスの宣誓に関する条例」を制定すべきである。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 45 号

小金井市介護保険条例の介護完給義務の明記の改正を求め

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 6 月 21 日  
(西暦 )








陳情代表者	住 所	瑞穂町 [REDACTED]				
	氏 名	代表者 栗山 純領			印	ほか 人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)					
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所	瑞穂町 [REDACTED]				
	氏 名	栗山 純領				
	連 絡 先	( [REDACTED] ) [REDACTED] - [REDACTED]				

(宛先) 小金井市議会議長

薄根  
主任

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 4 年 6 月 21 日 18:20				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

# 陳 情 書

2022年6月21日

小金井市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党 代表 角田 統領

小金井市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情書

## 第1 陳情の趣旨

- 1 小金井市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める。

## 第2 陳情の原因

- 1 小金井市介護保険条例には、4か所で被保険者の「受給」について「受給権」という規定はあるが保険者の「発給」について「発給義務」という規定はない。
- 2 小金井市の全条例において、「小金井市は公衆の権利を保障する義務を負う」旨の条文がない。

## 第3 陳情の理由

- 1 小金井市介護保険条例には、4か所で被保険者の「受給」について「受給権」という規定はあるが保険者の「発給」について「発給義務」という規定はないから、文理解釈が禁止されていないので当該事務において「保険者には発給義務はない」旨の解釈運用がなされる危険性があり、この危険を防止するために同条例に「保険者には発給義務がある」旨の明文規定を明記する改正が必要である。
- 2 介護保険法及び介護条例を文理解釈すると、「受給権」を保障する「発給義務」者に対する「請求権」の根拠条文の規定が無いから「受給権」は画餅すなわち無効となるから、介護保険法及び介護条例は玉虫色であり、被保険者の「受給権」を保障する規定は無く双務契約ではなく片務契約の、すなわち「ぼったくり」の危険を内包させているから、「相手方に不利益となる取引条件の設定等をする行為（2条9項5号ハ）」でもあり、立法不作為の問題でもある。
- 3 保険事業の基本は、保険者と被保険者との双務契約である「はず」である。  
ところが、介護保険法を文理解釈すれば、双務契約ではなく片務契約である。  
被保険者である国民に「義務」は有る（法4条）が、保険者である市町村及び特別区（法3条）には「責務」は有るが「義務」は無い。国及び都道府県も「責

務」は有るが「義務」は無い。

この法令の文理解釈が「ぼったくり」容認解釈であり憲法第25条違反であることは、論理解釈の立場から見れば明らかである。

保険者である地方公共団体が、憲法第25条を文理解釈すれば、その「権利」は「義務」の規定がないから画餅となり、権利侵害の違法となるから、「権利」が保障される為には論理解釈をして条例に「体する」必要がある。

#### 【日本国憲法第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。】

- 4 憲法第25条の「権利」に対して「国は、国民の権利を保障する義務を負う」旨の規定が無いから、これを文理解釈すればこの「権利」は画餅であり、介護保険法も被保険者の「義務」は規定しているが保険者の「義務」は規定しておらず、贈与契約と同様に片務契約であり、贈与の不履行があっても違法ではないことになる。

玉虫色憲法の権利に係る条項の文理解釈は権利侵害であり、憲法第98条の違憲立法容認条項により、文理解釈が禁止されていない現状では違憲、違法の温床となっているから文理解釈の毒を解毒する方法として、保険者の発給義務を明文化するために改正が必要である。

#### 【日本国憲法第九十八条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。】

- 5 そもそも玉虫色憲法について、保険者である地方自治体が自治体憲法としてどのように「体し」ているか、すなわち権利に係る条項の文理解釈禁止を前提とする論理解釈の立場から、憲法第94条に基づく自治体憲法条例を制定しているか否か、という問題が問われていることでもある。

#### 【日本国憲法第九十四条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

- 6 介護保険事業の保険者である自治体は、「責務」などという免責条項に逃避せず、「保険者は、被保険者の受給権を保障する義務を負う」旨を明文で規定する条例改正をする必要がある。

### ●義務と責務の違い

義務違反には罰則規定があるものと無いものがある。地方公共団体の条例において

公務員の「義務」を規定したものは無いから地方公共団体団体無答責である。

公衆との関係で無責任であり、日本国憲法を文理解釈している証左である。

【責務規定に違反したからといって罰せられることはありません。

※ この記事は、参議院法制局の若手・中堅職員の有志が編集・執筆したものです。2020年4月に編集・執筆したものですので、現在の情報と異なる場合があります。】

## ●関係法令

### 【介護保険法】

(保険者)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

(国民の努力及び義務)

### 第四条

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 46 号

「小金井市憲法条約」の制定を求めらる

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 4 年 6 月 21 日  
(西暦)

陳情代表者	住 所	瑞法町 [REDACTED]				
	氏 名	立憲共和党 角田 経全 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所	瑞法町 [REDACTED]				
	氏 名	角田 経全				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED]				

(宛先) 小金井市議会議長

著 根 主 任	第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
	受 理 年 月 日	令 和 4 年 6 月 21 日 13:20					
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							



陳 情 書

21  
2022年6月18日

小金井市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

立憲共和党 代表 角田 統領

「小金井市憲法条例」の制定を求める陳情

書

第1 陳情の趣旨

- 1 「小金井市憲法条例」の制定を求める。

第2 陳情の原因

- 1 小金井市には「小金井市憲法条例」がない。
- 2 小金井市の「職員のサービスの宣誓に関する条例」に「サービスの宣誓」に関して次のとおり「別記様式」の規定がある。

【<別記様式>

宣誓書

私はここに**主権が国民に存する**ことを認める**日本国憲法を尊重し**、かつ擁護することを固く誓います。

私は、**地方自治の本旨を体する**とともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名 】

- 3 **日本国憲法第16条**に次の規定がある。

【日本国憲法第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

- 4 **大韓民国憲法第26条**に次の規定がある。

【第26条

① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

② 国家は請願に対し審査する義務を負う。】

- 5 アメリカ合衆国においては**合衆国憲法** (United States Constitution) があり各州にも憲法がある。例えばカリフォルニア州には**州憲法** (California Constitution) がある。

第3 陳情の理由

小金井市の「サービスの宣誓」に係る条例の「別記様式」の宣誓書に「日本国憲法を尊重し」と記載されており、その「日本国憲法」が玉虫色であり、解釈の方法によって逆の意味となるという問題があるということである。しかし、これについて同条例は「日本国憲法」の解釈方法について明らかにしていないから任用権者との間で同床異夢となり、その意思統一が求められる。

- 1 アメリカ合衆国においては合衆国憲法（United States Constitution）があり各州にも憲法がある。例えばカリフォルニア州には州憲法（California Constitution）がある。日本に置き換えてみれば、日本国憲法と自治体憲法という関係である。

1791年に憲法修正第1条から10条を「権利章典」として憲法に加えた。これによって連邦政府の権力が個人の自由を制限する危険性を排除し、憲法によって連邦政府の違法な権力の行使を抑止することができるようになった。

- 2 残念ながら日本国憲法の第1条から第103条までの権利に係るどの条項を見てもその中に「国は国民の権利を保障する義務を負う。」との規定はない。これを文理解釈すれば、日本国憲法に規定されている国民の権利を画餅すなわち無効とするものであり、大日本帝国憲法の国家無答責に連担する国無答責の思想である。権利に係る文理解釈を禁止すると共に論理解釈を義務化する必要がある。

そもそも立法は、与党と野党の妥協の産物であるから玉虫色である。法案作成に際して法務官僚は憲法第16条のように野党に対しては「論理解釈すれば大丈夫ですよ」と言い、与党に対しては「文理解釈すれば大丈夫ですよ」と言いくるめる。かくして憲法令は、国民の塗炭の苦しみをよそに、怪しく玉虫色に輝く。

地方自治の本旨に基づく自治体憲法条例の制定は、今次地方議会に課せられた義務である。

自治体において「地方自治の本旨を体する」と職員が宣誓するとおり「日本国憲法を尊重」する為にも、日本国憲法の権利に係る条項を文理解釈して「国は国民の権利を保障する義務を負わない」とするのか、又は論理解釈して「国は国民の権利を保障する義務を負う」とするのかを明らかにし、「憲法を暮らしに活かす」という声を掛け声倒れにしない為にも、地方議会に課せられた「地方自治の本旨を体する」根幹として自治体において独自の解釈に基づく自治体憲法を制定する必要がある。

### 3 サービスの宣誓

自治体の職員は「日本国憲法を尊重し」、「地方自治の本旨を体する」と「サービスの宣誓」をしている。任命権者と職員が同床異夢であっては意味がない。

古来「論語読みの論語知らず」という故事がある。読むことはできても実行ができないこととされている。「日本国憲法」を知らずして「尊重」や「遵守」することはできず、「自治体の本旨」を知らずして「体する」ことはできない。

そこで「日本国憲法」とは何か「自治体の本旨」は何かの解釈が問題となる。

### 4 玉虫色憲法の解釈方法

宣誓書に記載されている「日本国憲法」は玉虫色すなわち毒薬である。権利に

係る文理解釈は毒であり論理解釈は薬である。

憲法令が玉虫色である所以は、それが権利を廻る処分者の権限と被処分者の権利との妥協の産物だからである。立法に関与する法務官僚は前者に対しては「法に書いて無いから文理解釈すれば大丈夫です」と言い、後者に対しては「法に書いて無くても論理解釈すれば大丈夫です」と言いくるめることで成立しているところにある。

解釈の方法は、本質的にば文理解釈と論理解釈に大別される。解釈に際しては解釈論の泥沼に嵌る愚を避ける必要がある。

憲法令は人類という人間社会の運営に欠かせないものであるが、玉虫色である憲法令を文理解釈というプリズムをかざすと国民の権利は侵害されて画餅に帰し、論理解釈というプリズムをかざすと国民の権利は保障される。

自治体とは「地方自治の本旨を体する」ことすなわち日本国憲法を血とし肉とする「自治体憲法条例の制定」を要件とし、権利に係る条項については、自治体独自の憲法解釈方法として許される論理解釈を体得しているべきものである。

- 5 例えば憲法第16条（請願権）を文理解釈すれば「義務」という文字が無いから「国は請願に対し審査する義務を負わない」となり、論理解釈すればそこに「義務」という文字が無くても「国は請願に対し審査する義務を負う」となる。

又、憲法第1条から第103条までの権利に係るどの条項にも「国が国民の権利を保障する義務を負う」旨の規定はないからこれを文理解釈すれば、大日本帝国憲法の国家無答責に連担する時代錯誤の国無答責となり、国民の「権利」は画餅に帰し、基本的人権は蹂躪される。

憲法は玉虫色であり、文理解釈によるか論理解釈によるかの違いにより、天動説にも地動説にもなり得る。

自治体憲法条例のない自治体は、憲法読みの憲法知らずであり、自治体における「日本国憲法」の権利に係る条項の解釈方法は、論理解釈とすべきである。

- 6 国交大事及び総理大臣における文理解釈による違憲・違法の請願権解釈

国土交通大臣が諮問庁である事件について、次の「答申書」の「第3 諮問庁の説明の要旨」に記載されているとおり「請願法5条に規定される「誠実に処理」とは、請願者に対してその処理の経過や結果を告知する義務までを含むものではないと解される」とし「請願法に基づき処分庁が行うべき処理は、当該請願書を受理した時点で終了している」、「本件のように文書で回答する場合であっても原則として文書管理システムを用いた起案や決裁を行うことはない」と主張している例がある。

しかしこれは、憲法第16条（請願権）及び請願法の解釈を文理解釈したものであって憲法第16条違反であり、請願法第5条違反でもあり又公文書の管理に関する法律第4条1項四号違反である。

【諮問庁：国土交通大臣・諮問日：令和元年7月10日（令和元年（行個）

諮問第52号）・答申日：令和元年10月9日（令和元年度（行個）答申

第67号)・事件名：国土交通大臣あて請願書に対する本人への回答書の起案者及び決裁者の職・氏名が分かる文書の不開示決定(不存在)に関する件・答申書・(総務省：情報公開・個人情報保護審査会第5部会)委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司)】

### 【第3 諮問庁の説明の要旨

#### 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

- (1) 請願法(昭和22年法律第13号)5条において、「請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と規定されている。同法に基づき、担当係は、審査請求人による特定日A付国土交通大臣あての請願書2通を、特定日B特定受付番号A及び同日付特定受付番号Bとして受理した(別添文書1, 2(いずれも略))。
- (2) 請願法5条に規定される「誠実に処理」とは、請願者に対してその処理の経過や結果を告知する義務までを含むものではないと解される(内閣衆質155第17号平成14年12月6日「衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対する答弁書」)。このため、請願法に基づき処分庁が行うべき処理は、当該請願書を受理した時点で終了していると言えるが、通常、担当係では、所管法令に関する解釈についての照会があった場合、特に法令による根拠がないものであっても行政サービスの一環として回答を行っていることから、当該請願書に対しても文書にて回答を行った(別添文書3(略))。
- (3) 担当係において所管法令の解釈に関する照会に対して回答を行う場合通常は電話又は電子メールにて回答し、本件のように文書で回答する場合であっても原則として文書管理システムを用いた起案や決裁を行うことはないことから、当該請願書に対する回答の起案者及び決裁者の職・氏名がわかる資料を作成していないため不存在とする処分庁の説明に特に不自然・不合理な点はない。

### 【公文書の管理に関する法律第四条

行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

#### 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯】

前述の政府の行政解釈と同趣旨の文理解釈として、次の答弁書も国会に提出されており、容認できない。

【「請願は、国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障す

る制度であって、その内容が所管の官公署に伝わることにより、ひとまず請願の目的は達成されるものと解されており、同法は、請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではない」(質問趣意書に対する政府答弁書・平成15年6月17日・内閣衆質一五六第八八号)】

7 国土交通大臣の請願についての見解は前述のとおりである。

すなわち憲法第16条に規定されている「請願」に対して文理解釈により「義務を負わない」と解釈して請願権を侵害し、公文書の管理に関する法律第4条1項4号の「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」に係る文書との解釈を欠き、同条1項の「文書を作成しなければならない」義務に違反する旨であり、文理解釈による公務員職権濫用罪(刑法193条)の確信犯である。

首長も議会も同大臣と同様に請願を義務を伴う権利として解釈しておらず、請願書に対して権利に対する行政処分としての受理処分及び文書回答をしたことがないから、公文書の管理に関する法律第4条1項四号違反である。

8 首長の補助機関である職員は、地方公務員法第31条(服務の宣誓)に基づいて前述の「別記様式」により宣誓書を任命権者に提出している。

【地方公務員法第三十一条(服務の宣誓)

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。】

【地方公務員法第三十二条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公・共団体の規則及び地方公・共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。】

9 自治体には、前述の「服務の宣誓」の「別記様式」に「日本国憲法を尊重」という規定がある。国公法では「日本国憲法を遵守」と規定されている。

この「日本国憲法」について、憲法読みの憲法知らずであってはならず、その意味を知らずに「尊重」することはできないから、条文の意味を知るには条文を解釈しなければならない。

その際、文理解釈するか論理解釈するかという選択をしなければならない。

10 例えば憲法第16条(請願権)の解釈方法

例えば、自治体が日本国憲法第16条①を文理解釈②しているか又は論理解釈③しているかという問題がある。

①【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

②(文理解釈)

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止

又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

2 国は請願に対し審査する義務を負わない。】

### ③ (論理解釈)

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

2 国は請願に対し審査する義務を負う。】

- 1 1 権利に係る公務員による文理解釈は、権利侵害を発生させることは明らかであるから「権利の行使を妨害したとき」(刑法193条)の疑義を招くことになる。憲法令の解釈において「文理解釈」は権利侵害の違憲・違法である。

しかし、権利に係る条文の文理解釈は権利を侵害し「権利の行使を妨害したとき」に当たるから犯罪(刑法193条)に抵触する。

【刑法第九十三条(公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。】

### 1 2 文理解釈と論理解釈

文理解釈は論理解釈の対極にある。

文理解釈は「今日はいい天気だね。空にお星さまは見えないね。だから昼間にはお星さまは消えてしまっただよ。」と言ひ、論理解釈は「いやいや、見えないから無いんじゃないかと、見えなくても有るんだよ。」と言うのである。

### 1 3 日本国憲法第16条と大韓民国憲法第26条との比較

日本国憲法第16条を例にとり、大韓民国憲法第26条との対比で考えれば次のようである。ちなみに日本国憲法は1947年に施行され、その翌年に大韓民国憲法が制定・公布された。

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。】

【大韓民国憲法第26条

① 全ての国民は法律の定めるところにより国家機関に文書で請願する権利を有する。

② 国家は請願に対し審査する義務を負う。】

この大韓民国憲法第26条を文理解釈しても「国家は請願に対し審査する義務を負う」という明文規定があるから権利侵害という公務員の犯罪は発生しない。

しかし、日本国憲法第16条を文理解釈するとその条文には「国家は請願に対し審査する義務を負う」という規定が「無い」から、文理解釈すると次のように

なる。

【日本国憲法第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

2 国は請願に対し審査する義務を負わない。】

1 4 違憲立法容認条項としての日本国憲法第98条

なぜ、このような憲法違反の行政解釈が横行するかと言えば、憲法第98条1項にその原因がある。同条は違憲立法及び違憲の行政解釈を禁止せずに容認し「違憲であれば無効」として問題を司法（過去・火消壺）に先送りしている。

憲法第98条は、違憲立法容認条項である。

アメリカ合衆国憲法修正第1条の「違憲立法制限規定」とは雲泥の差がある。

【日本国憲法第九十八条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。】

【アメリカ合衆国憲法修正第1条

連邦議会は、国教を樹立し、若しくは信教上の自由な行為を禁止する法律を制定してはならない。また、言論若しくは出版の自由、又は人民が平穩に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない。】

1 5 違憲条例容認条項としての日本国憲法第94条（条例制定権）

この「請願する権利を侵す法律を制定してはならない」という規定は「請願権縮減立法禁止」であり、日本国憲法第94条の条例制定権は「法律の範囲内」と規定され「100～0」の危険があり、地方自治法第14条2項も同法第94条に連担する「権利縮減容認条項」であるから、この「修正条項第1条」の趣旨には反するものである。

【地方自治法第十四条

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

【日本国憲法第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。】

【日本国憲法第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。】

が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。】

【第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。】

#### 1.6 憲法令の巧妙な罫

憲法令は玉虫色である。かざすプリズム（解釈論）見る角度によって怪しく煌めき不穏な輝きで国民を魅惑する。

国有答責の国家賠償法の根拠である憲法第17条でさえも「国が賠償の義務を負う」旨の規定が無いから、文理解釈さえすれば容易に国無答責とすることができる。すなわち白を黒と言い包めることができるのがこの国の型である。

【憲法第十七條 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。】

憲法は「公共」を麻酔剤として「権利」の圧殺に利用する。

【第十二條 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。】

【第十三條 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。】

【第二十九條 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。】

改憲案（平成24年）によれば、憲法第13条の「個人」が「人」に変えられ、権利の帰属主体としての「個人」が抹殺される。

#### 1.7 「議員の紹介」は議員の権利か義務か

地方自治法第124条に、請願法の特別法として次の規定がある。

【普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。】

この「議員の紹介により」が、議員の権利であるか義務であるかについて次の記述がある。

【「請願紹介権であり、議員の地位に基づく固有の権利である」（野村 稔『地方議会実務講座』277頁）】

【「請願の内容に賛意を表するものでなければ紹介すべきものでない」（昭和



24年行政実例) (中島正郎『新訂 請願・陳情ガイドブック』164頁)】

【「請願の内容に賛同できない議員が、その紹介議員となることは許されない」(全国町村議会議長会編集『議員必携第8次改訂新版』273頁)】

【「紹介議員は必ずしも請願の趣旨に賛成する者である必要はない」(鶴沼信二『地方議会実務講座』105頁)】

又、「により」が請願者の「義務」であるか議員の「義務」であるかについて法令に明文の規定がないから、文理解釈すれば「議員の紹介」は「議員の義務」ではないが、論理解釈すれば「請願する権利」(憲法16条)に対応する義務者は「官公署」(請願法5条)であり、議員は「官公署」としての議会の構成機関であるから「義務」を負う法的地位にある。

#### 18 「検閲」としての「内容に賛意」、「内容に賛同」

前述のとおり、地方自治法第124条の「議員の紹介」が、「請願紹介権であり、議員の地位に基づく固有の権利である」、「請願の内容に賛意を表するものでなければ紹介すべきものでない」、「請願の内容に賛同できない議員が、その紹介議員となることは許されない」などは、行政庁、行政機関としての議員による内容審査であり「検閲」であるから憲法第21条2項に違反する。仮に、拒否権があるとすれば、明治憲法の請願における請願委員会の検閲と同様である。

【憲法第二十一条

② 検閲は、これをしてはならない。】

「議員の紹介」は、議長が立法機関である「議員」としての立法権を有しない(自治法116条)すなわち行政機関であるのと同様に、「議員の紹介」も行政機関としての「議員」の職務権限である。それぞれ「議員」から「議長」に又「議員」から「紹介議員」に法的地位の変動があり、それぞれ立法権の行使ではない。

【地方自治法116条 ① 可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。】

#### 19 一般法と特別法

請願法について、議会人のバイブルとされている書籍には次の記述もあるが誤りであり、容認できない。

一般法と特別法の関係は、特別法が関係する一般法を全て適用除外とする場合を除いては、競合する事項についてのみ一般法が優先し、競合しない事項に係る条項は一般法が適用される。

【国会への請願及び地方議会への請願は、請願法の適用はない】(中島正郎『新訂 請願・陳情ガイドブック』119頁)、「請願法第1条には「別に法律の定める場合を除いては」という意味は、地方自治法第124条に該当するので、議会への請願に関しては、請願法の適用はないのは明らか」(同135頁)】

#### 20 請願権と行政手続法第2条1項二号三号

請願権を行使する手続きは行政手続きであり、一般法としては行政手続法が適用される。この二号には「処分」が三号には「申請」が規定されている。

## 2 1 汝自身を知れ（ギリシャ語：グノーティ・セアウトン、英語：Knou thyself）

ソクラテスの行動上の標語で、アポロの神殿に掲げられていたという。

「染め」られている。この事実を知る必要がある。戦略家は「まさか」という言葉を使うようなことがあってはならない。

問われて何と応えるか。「国民万歳という声を聞いたことがあるか？」

日本国民の脳裏に微塵も記憶痕跡がないというこの言葉。まさに義務教育の中で又、マスコミからも見事に欠落して「染め」られていることを知る必要がある。

主権者万歳という意味で、天皇主権の時代は「天皇万歳」で良かった。国民主権の時代は「国民万歳」ではないのか。「服務の宣誓」で日本国憲法を「遵守し」（国公法）、「尊重し」（地公法）と言うが、玉虫色憲法を文理解釈しているのか論理解釈しているのか不明であり、同床異夢という危うい構造の中に地方自治体の住民は身を委ねている。権利に係る条項の文理解釈は権利侵害であり、論理解釈は権利保障である。地方自治の本旨とは、まさに自治体憲法を持つことである。

## 2 2 「指定代理人」による訴訟代理が合法・・・「最少の経費で最大の効果を」

私人の弁護士を訴訟代理人とすることは、弁護士法第3条に違反し、地方自治法第153条に違反し、同法第2条14項にも違反する違法行為である。

官公署の訴訟事件等は「指定代理人」のみが行うことができる。

### 【弁護士法第三条（弁護士の職務）

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。】

### 【地方自治法第百五十三条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。】

### 【地方自治法第2条

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。】

## 2 3 玉虫色憲法の解毒方法としての埼玉県憲法条例の制定

フグの卵巣にはテトロドトキシンという猛毒があるから、そのままでは食べることはできない。しかし、これを3年間糠に漬けて除毒することによって、からすみという珍味になる。日本国憲法も、文理解釈すれば権利侵害という毒となる。

小金井市憲法条例の制定は、憲法の権利条項から文理解釈という毒を除去する解毒作用の創出であり、地方自治の本旨に基づく「憲法を暮らしに活かす」自治体としての小金井市の幕開けとなる。